

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

令和4年12月議会定例県議会に提案される福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案について、別紙1のとおり知事から意見を求められたため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条1項の規定に基づき、臨時代理により、別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

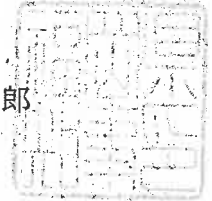
令和4年12月9日

教 育 長

4人第1084号
令和4年11月8日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



条例の提案に対する意見の聴取について

令和4年12月議会定例県議会に下記の条例案を別紙のとおり提案したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

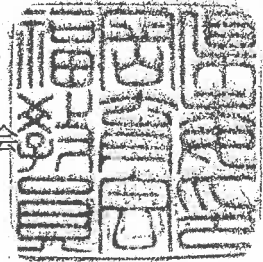
記

- 1 提案条例案
福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案
- 2 回答期限
令和4年11月10日

4教総第1840号
4教財第916号
4教教第3180号
令和4年11月10日

福岡県知事 殿

福岡県教育委員会



条例の提案に対する意見の申出について (回答)
(対11月8日4人第1084号)

さきに意見聴取のあった条例の提案については、同意します。

福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

1 改正の理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の制定等を踏まえ、本県職員の定年を引き上げるとともに、関係条例の規定の整備を行うもの。

2 改正の概要

(1) 定年の引上げ

職員の定年を令和5年度から2年に1歳ずつ引き上げ、65歳とする。

現行定年	令和5年度 ～6年度	令和7年度 ～8年度	令和9年度 ～10年度	令和11年度 ～12年度	令和13年度 ～【完成形】
60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

※ 定年の引上げに併せて、現行の再任用制度は廃止。

(引上げ期間中は、65歳までの間の経過措置として現行と同様の制度を存置)

(2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職の職員を60歳で非管理監督職に降任させる管理監督職勤務上限年齢制を導入。

(3) 定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳に達した日以後定年前に退職した職員を、本人の希望により、定年年齢まで短時間勤務の職に採用できる定年前再任用短時間勤務制を導入。

(4) 情報提供・意思確認制度の新設

任命権者は、当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供し、勤務の意思確認に努めるものとする。

(5) 給与に関する措置

- 60歳を超える職員の給料月額、国家公務員の取扱いに準じ、当分の間、60歳前の7割水準に設定。
- 60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職として算定。

【関係条例】

福岡県職員の定年等に関する条例 外 28 条例【→資料 2】

3 施行期日

令和5年4月1日

ただし、上記2（4）については、公布の日

改正等条例一覧(福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例)

	条例名	条例番号
1	福岡県職員の定年等に関する条例	昭和59年福岡県条例第1号
2	福岡県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例	昭和26年福岡県条例第73号
3	福岡県職員の給与に関する条例	昭和32年福岡県条例第41号
4	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例	昭和32年福岡県条例第47号
5	福岡県職員の給料の調整額に関する条例	昭和32年福岡県条例第66号
6	福岡県職員の退職手当に関する条例	昭和38年福岡県条例第27号
7	福岡県職員の農林漁業普及指導手当に関する条例	昭和39年福岡県条例第86号
8	福岡県職員の分限に関する条例	昭和46年福岡県条例第43号
9	福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	昭和48年福岡県条例第38号
10	外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例	昭和63年福岡県条例第1号
11	福岡県職員の育児休業等に関する条例	平成4年福岡県条例第4号
12	福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例	平成10年福岡県条例第1号
13	公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例	平成13年福岡県条例第50号
14	福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	平成17年福岡県条例第8号
15	福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	平成18年福岡県条例第2号
16	福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	平成29年福岡県条例第4号
17	福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	昭和37年福岡県条例第52号
18	福岡県公立学校職員の分限に関する条例	昭和31年福岡県条例第47号
19	福岡県公立学校職員の給与に関する条例	昭和32年福岡県条例第51号
20	福岡県公立学校職員の産業教育手当に関する条例	昭和33年福岡県条例第1号
21	福岡県公立学校職員の定時制通信教育手当に関する条例	昭和35年福岡県条例第43号
22	福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例	昭和46年福岡県条例第9号
23	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例	昭和46年福岡県条例第42号
24	福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	平成29年福岡県条例第14号
25	福岡県警察職員の分限に関する条例	昭和29年福岡県条例第42号
26	福岡県警察職員の懲戒の手續及び効果に関する条例	昭和29年福岡県条例第43号
27	福岡県警察職員の給与に関する条例	昭和32年福岡県条例第50号
28	福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	平成29年福岡県条例第17号
29	福岡県職員の再任用に関する条例	平成12年福岡県条例第73号

福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案要綱

第一 概要

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の制定等を踏まえ、本県職員の定年を引き上げるとともに、関係条例の規定の整備を行うものである。

第二 条例案の要旨

- 一 福岡県職員の定年等に関する条例の一部改正
 - (一) 職員の定年を六十五歳に引き上げるものであること。（第三条並びに附則第八項及び第九項関係）
 - (二) 管理監督職勤務上限年齢による降任等について規定するものであること。（第四条及び第六条から第十二条まで関係）
 - (三) 定年前再任用短時間勤務職員の任用等について規定するものであること。（第十三条関係）
 - (四) 任命権者は、当分の間、職員に対し、改正前の定年に達する年度以後に適用される任用や給与の内容等について情報提供し、職員の意思を確認するよう努めるものとするものであること。（附則第十項及び第十一項関係）
 - (五) その他所要の規定の整備を行うものであること。（第一条及び第十四条関係）
- 二 福岡県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正
減給により減ずる額が、現に受ける給料の月額額の五分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものであること。（第四条関係）
- 三 福岡県職員の給与に関する条例の一部改正

(一) 再任用職員に係る規定を削除し、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額等について規定するものであること。(第七条、第七条の二、第十五条、第十八条、第二十一条、第二十二条、第二十四条の三、付則第三十七項及び別表第一から別表第四まで関係)

(二) 当分の間、改正前の定年に達した日後の最初の四月一日以後の給料月額は、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額とすること等について規定するものであること。(付則第三十八項及び第二十九項関係)

(三) 当分の間、管理監督職勤務上限年齢による降任等をされた職員の給料について、降任等の前に受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額と(二)による額の差額を支給すること等を規定するものであること。(付則第四十項から第四十四項まで関係)

(四) その他所要の規定の整備を行うものであること。(第十三条の四並びに付則第二項及び第四十五項関係)

四 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

再任用職員に係る規定を削除し、定年前再任用短時間勤務職員に扶養手当及び住居手当を支給しないことについて規定するものであること。(第三条の二関係)

五 福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正

(一) 再任用職員に係る規定を削除し、定年前再任用短時間勤務職員の給料の調整額の算出方法等について規定するものであること

と。(第二条、第三条、別表第一から別表第二まで関係)

(二) 三の(二)の適用を受ける職員に係る給料の調整額について規定するものであること。(第四条関係)

(三) その他所要の規定の整備を行うものであること。(第一条、第五条及び第六条関係)

六 福岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正

(一) 再任用職員に係る規定を削除し、定年前再任用短時間勤務職員に係る退職手当の適用除外等について規定するものであること。(第二条、第十条、第十四条、第十五条及び第十七条関係)

(二) 警察法第五十六条の四の規定による任命(以下「警察法による特定任命」という。)により県職員となった者の退職手当について規定するものであること。(第五条の二、第五条の三の二、第七条の二、第七条の三、第七条の五並びに附則第三十七項、第三十八項及び第四十七項関係)

(三) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額の特例について規定するものであること。(第五条の三、第七条の六、附則第三十九項並びに附則第四十八項から第五十項まで及び第五十二項から第五十六項まで関係)

(四) 三の(二)の適用については減額改定に該当しないものとするものであること。(附則第五十一項関係)

(五) 給料月額が減額改定以外の理由により給料月額が減額された職員が、三の(二)の適用を受ける場合における退職手当の基本額の特例について規定するものであること。(附則第五十七項及び第五十八項関係)

- 六 其他所要の規定の整備を行うものであること。（第二条、第二条の四、第四条、第五条、第七条の四、第九条並びに附則第四十六項及び第五十九項から第六十一項まで関係）
- 七 福岡県職員の農林漁業普及指導手当に関する条例の一部改正
管理監督職務上限年齢による降任等をされた職員の農林漁業普及指導手当について規定するものであること。（附則第四項関係）
- 八 福岡県職員の分限に関する条例の一部改正
 - （一）管理監督職務上限年齢による降任等に伴う降給は、地方公務員法（以下「法」という。）第二十七条第二項に定める降給とするものであること。（第四条及び第五条関係）
 - （二）三の（二）による措置については、法第二十七条第二項における降給とみなすこと等について規定するものであること。（附則第五条及び附則第六条関係）
- 九 福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年福岡県条例第三十八号）の一部改正
警察法による特定任命により県職員となった者の退職手当について規定するものであること。（附則第五項、第七項から第九項まで及び第二十五項関係）
- 十 外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の一部改正
管理監督職務上限年齢による降任等の特例により管理監督職を占める職員は、派遣することができる職員から除外するものであること。（第二条関係）
- 十一 福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- (一) 管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例により管理監督職を占める職員は育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員とするものであること。(第二条及び第十条関係)
- (二) 再任用短時間勤務職員に係る規定を削除し、定年前再任用短時間勤務職員の部分休業について規定するものであること。(第二十二條及び第二十三條関係)
- (三) 三の(二)、十九の(二)及び二十七の(二)の適用を受ける育児短時間勤務職員の給料について規定するものであること。(附則第十一項から第十三項まで関係)
- (四) その他所要の規定の整備を行うものであること。(第十八條及び第二十一條関係)
- 十二 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
再任用短時間勤務職員に係る規定を削除し、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、休暇等について規定するものであること。(第二条から第四条まで、第八条及び第十三條関係)
- 十三 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例の一部改正
管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例により管理監督職を占める職員は、派遣することができる職員から除外するものであること。(第二条関係)
- 十四 福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正
再任用短時間勤務職員に係る規定を削除し、定年前再任用短時間勤務職員を人事行政の運営等の状況を公表しない職員から除外するものであること。(第三条関係)

十五 福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福岡県条例第二号）の一部改正

警察法による特定任命により県職員となった者に係る退職手当について規定するものであること。（附則第二条関係）

十六 福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年福岡県条例第四号）の一部改正

行政職給料表の号給の特例について、所要の規定の整備を行うものであること。（附則別表第四関係）

十七 福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(一) 再任用職員に係る規定を削除し、定年前再任用短時間勤務職員に初任給調整手当、扶養手当及び住居手当を支給しないことについて規定するものであること。（第二条の二関係）

(二) 当分の間、六十歳に達した日後の最初の四月一日以後の職員の給料月額が管理者が別に定める額とするものであること。（

附則第四項関係）

十八 福岡県公立学校職員の分限に関する条例の一部改正

(一) 管理監督職勤務上限年齢による降任等に伴う降給は、法第二十七条第二項における降給とするものであること。（第四条及び第五条関係）

(二) 十九の(二)による措置については、法第二十七条第二項における降給とみなすこと等について規定するものであること。（付則第二項関係）

十九 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正

(一) 再任用職員に係る規定を削除し、定年前再任用短時間勤務職

員の給料月額等について規定するものであること。（第八条、

第八条の二、第十五条、第十八条、第二十条、第二十一条、第二十一条の二、第二十三条の五、別表第一及び別表第二関係）

(二) 当分の間、改正前の定年に達した日後の最初の四月一日以後の給料月額は、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額とすること等について規定するものであること。（付則第三十五項及び第二十六項関係）

(三) 当分の間、管理監督職勤務上限年齢による降任等をされた職員の給料について、降任等の前に受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額と(二)による額の差額を支給すること等を規定するものであること。（付則第三十七項から付則第四十一項まで関係）

(四) その他所要の規定の整備を行うものであること。（第九条、第十三条の四並びに付則第二項及び第四十二項関係）

二十 福岡県公立学校職員の産業教育手当に関する条例の一部改正

(一) 管理監督職勤務上限年齢による降任等をされた職員に係る産業教育手当について規定するものであること。（付則第三項関係）

(二) その他所要の規定の整備を行うものであること。（第四条関係）

二十一 福岡県公立学校職員の定時制通信教育手当に関する条例の一部改正

(一) 管理監督職勤務上限年齢による降任等をされた職員に係る定時制通信教育手当について規定するものであること。（附則第五

項関係)

(二) その他所要の規定の整備を行うものであること。(第四条関係)

二十二 福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部改正

(一) 十九の(二)の適用を受ける職員に係るへき地手当について規定するものであること。(附則第十項及び第十一項関係)

(二) へき地手当を支給しない職員について、再任用職員を削除し、定年前再任用短時間勤務職員を追加するものであること。(

第二条関係)

(三) その他所要の規定の整備を行うものであること。(第一条関係)

二十三 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正

(一) 管理監督職務上限年齢による降任等をされた職員に係る給与等の特別措置について規定するものであること。(附則第二

項関係)

(二) 給与等の特別措置の対象となる教育職員について、再任用短時間勤務職員を削除し、定年前再任用短時間勤務職員を加えるものであること。(第二条関係)

(三) その他所要の規定の整備を行うものであること。(第二条及び第七条関係)

二十四 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年福岡県条例第十四号)の一部改正

行政職給料表の号給の特例について、所要の規定の整備を行う

ものであること。(附則別表第四関係)

二十五 福岡県警察職員の分限に関する条例の一部改正

(一) 管理監督職勤務上限年齢による降任等に伴う降給は、法第二十七条第二項に定める降給とするものであること。(第三条及び第四条関係)

(二) 二十七の(二)による措置については、法第二十七条第二項における降給とみなすこと等について規定するものであること。(

付則第三項及び付則第四項関係)

二十六 福岡県警察職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正

減給により減ずる額が、現に受ける給料の月額の五分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものであること。(第五条関係)

二十七 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部改正

(一) 再任用職員に係る規定を削除し、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額等について規定するものであること。(第七条、

第七条の二、第十四条、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十三条の三、付則第三十三項及び別表第一から別表第三まで

関係)

(二) 当分の間、改正前の定年に達した日後の最初の四月一日以後の給料月額は、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額とすること等について規定するものであること。(付則第二十四項及び第二十五項関係)

(三) 当分の間、管理監督職勤務上限年齢による降任等をされた職

員の給料について、降任等の前に受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額と(二)による額の差額を支給すること等を規定するものであること。(付則第三十六項から付則第四十二項まで関係)

(四) その他所要の規定の整備を行うものであること。(第十二条の四並びに付則第三項及び第四十三項関係)

二十八 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年福岡県条例第十七号)の一部改正

行政職給料表の号給の特例について、所要の規定の整備を行うものであること。(附則別表第四関係)

二十九 職員の定年を六十五歳に引き上げることに伴い、福岡県職員の再任用に関する条例を廃止するものであること。(改正条例

第二十九条関係)

三十 この条例は、令和五年四月一日から施行するものであること。ただし、六の(六)(第二条、第九条及び附則第四十六項の改正規定に限る。)及び三十一(改正条例附則第九条、第二十二條及び第二十三條の規定に限る。)は公布の日から施行するものであること。(改正条例附則第一条)

三十一 職員の定年を段階的に引き上げることに伴い、暫定再任用制度等の所要の経過措置を設けるものであること。(改正条例附則第二条から第三十一条まで関係)

第 号議案

福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和四年十二月 日

福岡県知事 服部 誠太郎

理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の制定等を踏まえ、本県職員の定年を引き上げるとともに、関係条例の規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(福岡県職員の定年等に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 定年制度(第二条―第五条)
- 第三章 管理監督職勤務上限年齢制(第六条―第十二条)
- 第四章 定年前再任用短時間勤務制(第十三条)
- 第五章 雑則(第十四条)

附則

第一章 総則

第一条中「」第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三」を「。以下「法」という。」第二十二条の四第一項及び第二項、第二十八条の二、第二十八条の五、第二十八条の六第一項及び第二項並びに第二十八条の七並びに警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第二項」に改める。

第一条の次に次の章名を付する。

第二章 定年制度

第三条中「六十年」を「六十五年」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第四条第一項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該

職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第九条の規定により異動期間（同条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第六条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第九条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

第四条第一項第一号中「その」を「当該」に改め、「により」の下に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第二号中「、その」を「、当該」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第三号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第三項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第四項中「任命権者は」

の下に「第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第一項の事由が存しなくなつた」を「第一項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の三章を加える。

第三章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

- 一 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)第十一条、福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十号)第十条、福岡県公立学校職員給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十一号)第十一条の三及び福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年福岡県条例第五十二号)第五条に規定する職
- 二 警視又は警部の階級にある福岡県警察の警察官の職(前号に該当する職を除く。)
- 三 前二号に掲げる職のほか、第一号に掲げる職と同じ職制上の段階に属する職のうち人事委員会規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第七条 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（以下この条及び第十条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力（次条第三項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

三 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第一号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこ

と。

2 前項の規定は、警察法第五十六条の四第一項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）」に対し、同法第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）」と、同項第一号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任又は転任（以下この条及び第十条において「降任等」という。）」とあるのは「特定任命」と、「降任等を」とあるのは「特定任命を」と、同項第二号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第三号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

（管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第九条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年

退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職務が高度の専門的な知識、技能又は経験を必要とするものであり、かつ、年齢別構成上の事情があるため、当該職員他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を

含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第十条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(延長した異動期間の期限の繰上げ)

第十一条 任命権者は、第九条第一項又は第二項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第四項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第十二条 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第四章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第十三条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢六十人以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、

短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第五章 雑則

（雑則）

第十四条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の四項を加える。

（定年に関する経過措置）

8 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年

十一日まで	
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年
三十一日まで	

9

令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年福岡県条例第 号。以下この項及び次項において「令和四年改正条例」という。）第一条の規定による改正前の第三条各号に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する定年とする。

一 令和四年改正条例第一条の規定による改正前の第三条第一号に掲げる職員については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第三条中「六十五年」とあるのは、同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十五年
-------------------------	------

二 令和四年改正条例第一条の規定による改正前の第三条第二号に掲げる職員については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第三条中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

10

任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他

の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和四年改正条例第一条の規定による改正前の第三条第一号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年（令和四年改正条例第一条の規定による改正前の第三条第二号に掲げる職員にあつては同号に定める年齢。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

11 警察本部長は、当分の間、警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における

勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(福岡県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年福岡県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「、給料」を「、その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の五分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(福岡県職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第三項、第五項及び第七項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第十項を次のように改める。

10 地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第三項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第七条の二を削る。

第十三条の四第一項第一号中「以下」の下に「この項から第三項

までにおいて」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、同条第二項中「期間（以下）の下に「この項、次項及び第五項において」を加え、同項ただし書中「以下」を「次項において」に改め、同項第一号中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、同条第三項中「交通機関等（以下）」を「交通機関等（次項において）」に改め、「。以下」の下に「この項及び次項において」を加え、「額（以下）の下に「この項において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第十五条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「この条」を「この項及び次項」に改め、「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第五項中「場合は」を「場合には」に改める。

第十八条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条第二項中「第二十二条」を「第二十二条第二項各号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十二条第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十四条の三の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時

間勤務職員」に改め、同条中「第十条の二」を「第七条第一項から第九項まで、第十条の二」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則第二項の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同項中「取扱」を「取扱い」に改め、同項ただし書中「その者」を「当該未帰還職員」に改める。

付則第三十七項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則に次の八項を加える。

38 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳（福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年福岡県条例第 号）による改正前の福岡県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年福岡県条例第一号。次項第二号において「令和五年旧職員定年条例」という。）第三条第二号に掲げる職員に相当する職員にあつては、六十三歳）に達した日後における最初の四月一日（付則第四十項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第六条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第七条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

39 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

二 令和五年旧職員定年条例第三条第一号に掲げる職員に相当する職員

三 福岡県職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員

四 福岡県職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

40 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第四十二項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第三十八項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第三十八項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

41 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第六条第三項の規定により当該職員の属

する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第六条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

42 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第三十八項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第四十項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

43 付則第四十項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第三十八項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

44 付則第四十項又は前二項の規定による給料を支給される職員に對する第二十一条第五項（第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十一条第五項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第四十項、第四十二項又は第四十三項の規定による給料の額との合計額」とする。

45 付則第三十八項から前項までに定めるもののほか、付則第三十八項の規定による給料月額、付則第四十項の規定による給料その

他付則第三十八項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	214,700	254,700	274,100	289,200	314,600	356,300	389,400	440,500	520,900

別表第二の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次の

ように改める。

定年前再任用 短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	295,700	338,100	392,500	465,500

別表第二口の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	234,600	254,900	262,100	272,300	288,600	325,700

別表第三の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年再任用 短時間勤務 職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 217,000	円 258,200	円 283,000	円 325,400	円 383,900

別表第四の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 用時 勤職 務員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	240,300	261,600	282,800	293,900	314,900	356,300	389,400

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第四条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の

四第一項」に改める。

（福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正）

第五条 福岡県職員の給料の調整額に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十条」を「。以下「県職員給与条例」という。」
第十条「に、」第十一條を「。以下「学校職員給与条例」という。」
第十一條「に、」第九條の二を「。以下「警察職員給与条例」という。」
第九條の二に改める。

第二条中「次の表の上欄」を「別表第一の勤務箇所欄」に、「中欄」を「職員欄」に改め、「占める職とし、」の下に「その職を占める職員（次項に規定する職員を除く。）の」を加え、「その職を占める職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表に掲げる」及び「（その額が給料月額百分の四・五を超えるときは、給料月額百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を削り、「次の表の下欄」を「同表の調整数欄」に改め、「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつては、その額に福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」を削り、同条の表を削り、同条に次の二項を加える。

2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料の調整額は、調整基本額にその者について別表第一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（前項に規定する職員以外の職員にあつては、その額が給料月額百分の四・五を超えるときは、給料月額百分の四・五に相当する額）とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第二に掲げる額

二 定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第三に掲げる額

第四条を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

（端数計算）

第三条 前条第一項及び第二項の規定による給料の調整額並びに同条第三項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

（県職員給与条例付則第三十八項等の規定の適用を受ける職員の給料の調整額）

第四条 県職員給与条例付則第三十八項、学校職員給与条例付則第三十五項及び警察職員給与条例付則第三十四項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第三項の規定の適用については、当分の間、同項第一号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表中「(第二条関係)」を「(第二条第三項第一号関係)」に改め、同表を別表第二とし、付則の次に次の一表を加える。

別表第1 適用区分表(第2条関係)

勤務箇所	職員	調整数
	<ol style="list-style-type: none"> (1) 県立福岡学園に勤務し、直接児童の指導及び自立支援に従事する児童自立支援専門員及び児童生活支援員(県職員給与条例第11条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職を占める職員(以下「管理職員」という。)を除く。) (2) こども療育センター新光園に勤務し、直接児童の理学療法、作業療法又は言語療法の業務に従事する職員 (3) 児童相談所に勤務し、直接要保護児童の一時保護の業務に従事する児童指導員及び保育士 (4) 児童相談所に勤務し、直接児童の心理判定の業務に従事する職員 (5) こども療育センター新光園に勤務し、直接児童の保育及び指導に従事する児童指導員及び保育士 (6) 直接児童の心理判定の業務に従事する職員((4)に掲げる者を除く。) (7) こども療育センター新光園に勤務し、医療業務に従事する医師(園長を除く。) (8) 児童相談所に勤務し、児童福祉司の業務に従事する職員(管理職員及び看護師職給料表の適用を受ける者を除く。) (9) こども療育センター新光園に勤務し、診療エックス線又は衛生検査の業務に従事する技師 (10) こども療育センター新光園に勤務し、直接児童の保育看護に従事する看護長、看護師及び准看護師(管理職員を除く。) (11) こども療育センター新光園に勤務し、医療業務に従事する医師(園長に限る。) (12) こども療育センター新光園に勤務し、調剤又は栄養管理の業務に従事する技師 	3
児童福祉施設及び児童相談所	<ol style="list-style-type: none"> (1) 県立福岡学園に勤務し、直接児童の指導及び自立支援に従事する児童自立支援専門員及び児童生活支援員(県職員給与条例第11条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職を占める職員(以下「管理職員」という。)を除く。) (2) こども療育センター新光園に勤務し、直接児童の理学療法、作業療法又は言語療法の業務に従事する職員 (3) 児童相談所に勤務し、直接要保護児童の一時保護の業務に従事する児童指導員及び保育士 (4) 児童相談所に勤務し、直接児童の心理判定の業務に従事する職員 (5) こども療育センター新光園に勤務し、直接児童の保育及び指導に従事する児童指導員及び保育士 (6) 直接児童の心理判定の業務に従事する職員((4)に掲げる者を除く。) (7) こども療育センター新光園に勤務し、医療業務に従事する医師(園長を除く。) (8) 児童相談所に勤務し、児童福祉司の業務に従事する職員(管理職員及び看護師職給料表の適用を受ける者を除く。) (9) こども療育センター新光園に勤務し、診療エックス線又は衛生検査の業務に従事する技師 (10) こども療育センター新光園に勤務し、直接児童の保育看護に従事する看護長、看護師及び准看護師(管理職員を除く。) (11) こども療育センター新光園に勤務し、医療業務に従事する医師(園長に限る。) (12) こども療育センター新光園に勤務し、調剤又は栄養管理の業務に従事する技師 	2
女性相談所	直接要保護女子の心理判定の業務に従事する職員(管理職員を除く。)	1
障がい者更生相談所	直接身体障がいのある人又は知的障がいのある人の心理判定の業務に従事する職員(管理職員を除く。)	1
保健環境研究所	細菌検査又はウイルス検査の業務(容器等の滅菌、消毒のみの場合を除く。)に直接従事する職員	1
保健福祉環境事務所及び保健福祉事務所	<ol style="list-style-type: none"> (1) 衛生検査の業務に直接従事する技師 (2) 常時狂犬病予防等の業務に従事する技師 	1

食肉衛生検査所	(1) と畜検査又は食鳥検査の業務に常時従事する技師(管理職員を除く。)	3
	(2) と畜検査又は食鳥検査の業務に従事する技師((1)に掲げる者を除く。)	1
精神保健福祉センター	精神保健及び精神障がい者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難な業務に従事する職員(管理職員及び看護師職給料表の適用を受ける者を除く。)	1
高等技術専門学校及び障害者職業能力開発校	直接生徒の職業指導に従事する職業指導員(管理職員を除く。)	1.5
農林業総合試験場	病害虫の発生予察及び防除に常時従事する職員(管理職員を除く。)	1
農業大学校	農業に関する授業及び実習に常時従事する職員(管理職員を除く。)	1.5
家畜保健衛生所	(1) 家畜の衛生及び防疫の業務に従事する獣医師(管理職員を除く。)	2
	(2) 家畜の衛生及び防疫の業務に従事する獣医師((1)に掲げる者を除く。)	1
教育庁文化財保護課及び九州歴史資料館	埋蔵文化財の発掘に直接従事することを本務とする職員	1
県立特別支援学校及び市町村立特別支援学校	直接教育に従事することを本務とする職員(ただし、学校職員給与条例第11条の3に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職を占める職員を除く。)	1
特殊生徒児童を収容する学校	直接教育に従事することを本務とする職員	1
小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校	(1) 小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程において、学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に規定する特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員	1
	(2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条に規定する特別の教育課程による教育を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員	1
	(1) 銃器等使用犯罪現場における犯人の逮捕及び人質の救出の業務を専門に行わせるために警察本部長が組織した特殊部隊において当該業務を本務とする職員	2
	(2) 航空機の操縦に従事することを本務とする職員	3
警察本部	(3) 航空機の整備に従事することを本務とする職員	1.5
	(4) 直接犯罪被害者等の心理療法の業務に従事することを本務とする職員	1

本庁	本庁における勤務を常態とし、かつ、行政施策の企画、立案及び予算折衝の事務、条例・規則等の立案又は審査の事務、議会への付議又は報告に係る事務、諸外国関係機関等との連携又は調整の事務、紛争事件への準司法的機能に係る事務及び県政の一体性を確保するための関係部局との総合調整に係る事務並びにこれらを支える調査・支援の事務等の複雑困難な業務に専ら従事する職員	0.25
----	--	------

備考 この表において「本庁」とは、知事部局及び教育庁の本庁、警察本部、市警察部並びに議会、監査委員、人事委員会及び労働委員会の事務局をいう。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第3 調整基本額表(第2条第3項第2号関係)

イ 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,400円
2 級	7,600円
3 級	8,200円
4 級	8,700円
5 級	9,400円
6 級	10,700円
7 級	11,700円
8 級	13,200円
9 級	15,600円

ロ 医師職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,900円
2 級	10,100円
3 級	11,800円
4 級	14,000円

ハ 看護師職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,000円
2 級	7,600円
3 級	7,900円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,800円

ニ 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,500円
2 級	7,700円
3 級	8,500円
4 級	9,800円
5 級	11,500円

ホ 特定獣医師職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,200円
2 級	7,800円
3 級	8,500円
4 級	8,800円
5 級	9,400円
6 級	10,700円
7 級	11,700円

〜 教育職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	7,000円
2 級	8,200円
特2 級	9,100円
3 級	9,900円
4 級	12,400円

ト 教育職給料表(三)

職務の級	調整基本額
1 級	6,700円
2 級	8,100円
特2 級	8,900円
3 級	9,700円
4 級	12,100円

チ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,200円
2 級	7,600円
3 級	7,700円
4 級	8,600円
5 級	9,100円
6 級	10,300円
7 級	11,300円
8 級	12,300円

(福岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第六条 福岡県職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年福岡県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項ただし書中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「十八日」の下に「(一月間の日数(福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第二十三号)第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。))が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)」を加える。

第二条の四中「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

第四条第一項第一号中「第二十八条の二第二項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

第五条第一項第一号中「第二十八条の二第二項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改め、同条第二項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第五条の二第一項中「退職した者」の下に「(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(第五条の三の二及び附則第四十七項において「特定任命」という。))により職員となつた後に退職した者を除く。」を加える。

第五条の三中「十五年」を「二十年」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定）

第五条の三の二 第五条の二（前条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第五条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条中「退職した者（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（第五条の三の二及び附則第四十七項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」とあるのは「特定任命（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命をいう。）により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定

（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）」とあるのは「俸給月額の減額改定（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条の二に規定されている俸給月額の減額改定をいう。）」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条の表第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号口の項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第七条の二各号列記以外の部分中「第五条の二第一項」及び「同

項第二号ロ」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条第一号中「特定減額前給料月額」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。次号において同じ。)」を加える。

第七条の三の表第七条の二の項中「第五条の二第一項の」を「第五条の二第一項(」に、「同条」を「第五条の三」に改め、同表第七条の二第一号の項読み替えられる字句の欄中「特定減額前給料月額」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。次号において同じ。)」を加え、同項読み替える字句の欄中「特定減額前給料月額及び」を「特定減額前給料月額(第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。以下この号及び次号において同じ。))及び」に改める。

第七条の四第一項中「除く。以下」を「除く。第十条第四項において」に改め、「定める額(以下」の下に「この項及び第五項において」を加える。

第七条の五第一項中「第五条の二」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第七条の六第一項第一号中「十五を」を「二十を」に改める。

第九条第三項中「職員が、」を「職員が」に改め、「場合」の下に「又は当該退職の日後に事業(その実施期間が三十日未満のもの

その他人事委員会規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が同法第二十条の二に規定する場合に相当するものとして人事委員会規則で定める場合に該当する場合」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第十項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第十条第三項並びに第十四条第一項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十五条第一項中「にあつては」を「には」に、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十七条第一項中「。以下この条」を「。以下この項から第六項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第三十七項中「第五条の三まで」を「第五条の三の二まで及び附則第四十八項から第六十項まで」に改める。

附則第三十八項中「第五条の二」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。)及び附則第五十一項」を加える。

附則第三十九項中「第五条」の下に「又は附則第四十九項」を加える。

附則第四十六項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則に次の十五項を加える。

47 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の変額改定（第五条の三の二の規定により読み替えられた第五条の二に規定する俸給月額の変額改定をいう。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

48 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第四十八項」とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 六十歳

二 福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条

例（令和四年福岡県条例第 号）による改正前の福岡県職

員の定年等に関する条例（昭和五十九年福岡県条例第一号。以

下「令和五年旧職員定年条例」という。）第三条第二号に掲げ

る職員に相当する職員 六十三歳

49 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳（前項第二号に掲げる職員にあつては、六

十三歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第五条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第四十九項」とする。

50 前二項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

一 令和五年旧職員定年条例第三条第一号に掲げる職員に相当する職員

二 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として人事委員会規則で定める職員

51 福岡県職員の給与に関する条例付則第三十八項、福岡県公立学校職員の給与に関する条例付則第三十五項及び福岡県警察職員の給与に関する条例付則第三十四項の規定による職員の給料月額の改定(附則第五十七項において「給料月額七割措置」という。)は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

52 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者に対する第五条の三、第五条の三の二及び第七条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「福岡県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年福岡県条例第一号)」第二条に規定する定年退職日」とあるのは「定年(附則第四十八項第二号及び附則第五十項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、附則第四十八項第二号に掲げる職員にあつては六十三歳とし、附則第五十項第一号に掲げる職員にあつては六十五

歳とし、同項第二号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。)に達する日以後における最初の三月三十一日」と、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第七条の三の表第七条の項、第七条の二第一号の項及び第七条の二第二号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とあるのは「その者に係る定年(附則第四十八項第二号及び附則第五十項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、附則第四十八項第二号に掲げる職員にあつては六十三歳とし、附則第五十項第一号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、同項第二号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。)」と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とする。

53 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者(次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(人事委員会規則で定める者を除く。)に対する第五条の三、第五条の三の二及び第七条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「一年」とあるのは「零月」と、同条の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第七条の三の表第七条の項、第七条の二第一号の項及び第七条の二第二号の項中「百分の三(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二)」とあ

るのは「百分の三」とする。

附則第四十八項第二号及び第五十項各号に掲げる職員以外の者	六十歳
附則第四十八項第二号に掲げる職員	六十三歳
附則第五十項第一号に掲げる職員	六十五歳
附則第五十項第二号に掲げる職員	人事委員会規則で定める年齢

54 当分の間、第四条第一項第四号及び第五条第一項（第一号及び第五号を除く。）に規定する者に対する第五条の三及び第五条の三の二並びに第七条の六の規定の適用については、第五条の三本文中「二十年を」とあるのは「十五年を」と、第七条の六第一項第一号中「二十を」とあるのは「十五を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第五条の三本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第七条の六第一項第一号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

55 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第五十三項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第五条の三及び第七条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第七条の三の表第七条の項、第七条の二第一号の項及び第七条の二第二号の項中「百分の三（退職の日にお

て定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは、「附則第五十三項の表の上欄に掲げる者の区分ごとと同表の下欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の三を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

56 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第五十三項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第五条の三、第五条の三の二及び第七条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第七条の三の表第七条の項、第七条の二第一号の項及び第七条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

57 当分の間、給料月額七割措置の適用を受ける者の基礎在職期間中に、第五条の二第一項に規定する理由（当該理由が生じた日が給料月額七割措置によりその者の給料月額が減額された日（以下この項において「七割措置減額日」という。）の前日までのものに限る。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定

減額日」という。)の前日におけるその者の給料月額のうち最も多いもの(以下この項及び次項において「特別特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額及び七割措置減額日の前日におけるその者の給料月額(以下この項及び次項において「七割措置前給料月額」という。)よりも多く、かつ、七割措置前給料月額が退職日給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第三条から第五条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 七割措置前給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者が七割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び七割措置前給料月額を基礎として、第三条から第五条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の七割措置前給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

三 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が第三条から第五条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該

退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ 前号イに掲げる割合

58 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 六十以上 特別特定減額前給料月額に六十を乗じて得た額

二 六十未満 次のイ又はロに掲げる前項第二号イに掲げる割合の区分に応じ当該イ又はロに定める額

イ 六十以上 特別特定減額前給料月額に前項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び七割措置前給料月額に六十から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

ロ 六十未満 特別特定減額前給料月額に前項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額、七割措置前給料月額に前項第二号イに掲げる割合から前項第二号ロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に六十から前項第二号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

59 定年前再任用短時間勤務職員が退職し、引き続き職員となつた場合における当該定年前再任用短時間勤務職員としての在職期間は、第十条第一項の規定にかかわらず、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。

60 先に職員として在職し、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）に基づく司法修習生となるため退職した者が司法修習生の修習を終えたのち、他に就職することなく再び職員となつた場合におけるその者の第十条第一項に規定する職員としての引き続きいた

在職期間には、先の職員としての在職期間を含むものとする。

61 前項の規定の適用を受ける職員に対して支給する退職手当の額は、第二条の四から第五条の三の二まで及び第七条から第七条の五までの規定により計算して得た額から先の職員としての在職期間について支給を受けた退職手当の額を控除した額とする。この場合における当該職員に対する第五条の二第二項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、基礎在職期間には、先の職員としての在職期間を含むものとする。

（福岡県職員の農林漁業普及指導手当に関する条例の一部改正）

第七条 福岡県職員の農林漁業普及指導手当に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 福岡県職員の給与に関する条例付則第四十項、第四十二項又は第四十三項の規定による給料を支給される職員に対する第三条第一項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と福岡県職員の給与に関する条例付則第四十項、第四十二項又は第四十三項の規定による給料の額との合計額」とする。

（福岡県職員の分限に関する条例の一部改正）

第八条 福岡県職員の分限に関する条例（昭和四十六年福岡県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「とする」を「並びに法第二十八条の二第一項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とす

る」に改める。

第五条中「された」を「により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し、」に、「ときは」を「場合は」に改める。

附則に次の見出し及び二条を加える。

(降給に関する経過措置)

第五条 当分の間、次の各号に掲げる措置については、第四条に規定する降給とみなす。

- 一 福岡県職員の給与に関する条例付則第三十八項の措置
- 二 福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年福岡県条例第五十二号) 附則第四項の措置

第六条 第七条第三項の規定は、前条各号に掲げる措置の適用を受ける職員には、適用しない。この場合において、当該職員には、人事委員会規則の規定により、これらの措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第九条 福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年福岡県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「に改正後の条例」を「に福岡県職員の退職手当に関する条例」に改め、「第五条まで」の下に「又は附則第四十八項若しくは第四十九項」を加え、「改正後の条例」を「同条例」

に、「第五条の三まで」を「第五条の三の二まで及び附則第四十八項から第五十六項まで」に改める。

附則第七項中「に改正後の条例」を「に福岡県職員の退職手当に関する条例」に、「又は改正後の条例」を「又は同条例」に改め、「第五条の二」の下に「（同条例第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第五十一項」を加える。

附則第八項中「改正後の条例」を「福岡県職員の退職手当に関する条例」に改め、「第五条」の下に「又は附則第四十九項」を加える。

附則第九項中「改正後の条例」を「福岡県職員の退職手当に関する条例」に、「第五条の二」を「第五条の三の二」に改める。

附則第二十五項各号列記以外の部分中「対する改正後の条例」を「対する福岡県職員の退職手当に関する条例」に、「改正後の条例」を「同条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に改め、同項第一号中「改正後の条例」を「福岡県職員の退職手当に関する条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第十条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第三号中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加え

、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 福岡県職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第十一条 福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「」第四条第一項」を「。以下「定年条例」という。第四条第一項」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 定年条例第九条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
第十条第二号中「福岡県職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、同条に次の一号を加える。

三 定年条例第九条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
第十八条中「」第二条」を「。以下「調整額条例」という。」
第二条第一項」に、「同条に規定する短時間勤務の職を占める職員の例による」を「同項中「とする」とあるのは、「に、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」と読み替えるものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 育児短時間勤務職員等についての調整額条例第二条第三項の規定に適用については、同項中「その額が給料月額」とあるのは、

「その額が給料月額（その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額（県職員給与条例付則第三十八項、警察職員給与条例付則第三十四項又は学校職員給与条例付則第三十五項の規定の適用を受ける職員については、当分の間、その額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）とする。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第二十一条第一項中「、第十七条第一項」の下に「及び第十八条第一項」を加え、「勤務時間条例」を削る。

第二十二条第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十三条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の三項を加える。

（県職員給与条例付則第三十八項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

11 育児短時間勤務職員等に対する県職員給与条例付則第三十八項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められた当該職員勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。

（警察職員給与条例付則第三十四項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

12 育児短時間勤務職員等に対する警察職員給与条例付則第三十四項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。

(学校職員給与条例付則第三十五項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

13 育児短時間勤務職員等に対する学校職員給与条例付則第三十五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。

(福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第十二条 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は同法第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十条の四第一項」に改め、「で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条、第四条第二項、第八条第一項及び第十三条第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第十三条 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例（平成

十三年福岡県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用される職員を除く。)」を削り、同項第三号中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 福岡県職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第十四条 福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年福岡県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

(福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第十五条 福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「、新条例」を「、福岡県職員の退職手当に関する条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

(福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第十六条 福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

附則別表第四中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員

」に改める。

(福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十七条 福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年福岡県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附則に次の一項を加える。

(定年引上げに伴う給料の特例)

4 当分の間、職員(管理者が指定する職員を除く。)が六十歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該職員に支給される給料の額については、県職員の例により、管理者が別に定める額とする。

(福岡県公立学校職員の分限に関する条例の一部改正)

第十八条 福岡県公立学校職員の分限に関する条例(昭和三十一年福岡県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「とする」を「並びに法第二十八条の二第一項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする」に改める。

第五条中「された」を「により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつ

た」に、「該当する場合において」を「該当し、」に、「ときは」を「場合は」に改める。

付則を付則第一項とし、付則に次の一項を加える。

2 福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）付則第三十五項の規定の適用を受ける職員に対する第四条の規定の適用については、当分の間、第四条中「とする」とあるのは「並びに福岡県公立学校職員の給与に関する条例付則第三十五項の規定による降給とする」とする。

（福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第十九条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第三項及び第五項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第七項中「の定める」を「で定める」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第十項を次のように改める。

10 地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額には、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第六条第三項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第八条の二を削る。

第九条第一項中「初日」を「一日」に改める。

第十三条の四第一項第一号中「以下」の下に「この項から第三項までにおいて」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、同条第二項中「期間（以下）の下に「この項、次項及び第五項において」を加え、同項ただし書中「以下」を「次項において」に改め、同項第一号中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、同条第三項中「交通機関等（以下）」を「交通機関等（次項において）」に改め、「。以下」の下に「この項及び次項において」を、「額（以下）の下に「この項において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第十五条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「この条」を「この項及び次項」に改め、「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第五項中「場合は」を「場合には」に改める。

第十八条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十条第二項中「第二十一条」を「第二十一条第二項各号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条の二第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項中「の定める」を「で定める」に改める。

第二十三条の五第二項中「第十二条」を「第八条第一項から第九項まで、第十二条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則第二項の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同項中「取扱」を「取扱い」に改め、同項ただし書中「その者」を「当該未帰還職員」に改める。

付則に次の八項を加える。

35 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（付則第三十七項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第六条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第八条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

36 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

二 福岡県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年福岡県条例第一号）第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された

期間を含む。)を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員

三 福岡県職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員(同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

37 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び付則第三十九項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第三十五項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第三十五項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

38 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第六条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第六条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受け

る給料月額」とする。

39 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第三十五項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第三十七項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

40 付則第三十七項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第三十五項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

41 付則第三十七項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第二十条第五項（第二十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十条第五項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第三十七項、第三十九項又は第四十項の規定による給料の額との合計額」とする。

42 付則第三十五項から前項までに定めるもののほか、付則第三十五項の規定による給料月額、付則第三十七項の規定による給料その他付則第三十五項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次の

ように改める。

定年前再任用 短時間勤務 職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	233,500	273,800	302,500	330,600	414,700

別表第一口の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用 短時間勤務 職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	224,700	270,600	297,600	323,900	404,700

別表第二再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 用任 短時 間勤 務員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	214,700	254,700	274,100	289,200	314,600	356,300

(福岡県公立学校職員の産業教育手当に関する条例の一部改正)

第二十条 福岡県公立学校職員の産業教育手当に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「場合は」を「場合には」に改める。

付則に次の一項を加える。

3 給与条例付則第三十七項、第三十九項又は第四十項の規定によ

る給料を支給される職員に対する第三条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例付則第三十七項、第三十九項又は第四十項の規定による給料の額との合計額」とする。

(福岡県公立学校職員の定時制通信教育手当に関する条例の一部改正)

第二十一条 福岡県公立学校職員の定時制通信教育手当に関する条例(昭和三十五年福岡県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「一に」を「いずれかに」に、「場合は」を「場合には」に改める。

附則に次の一項を加える。

5 給与条例付則第三十七項、第三十九項又は第四十項の規定による給料を支給される職員に対する第三条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例付則第三十七項、第三十九項又は第四十項の規定による給料の額との合計額」とする。

(福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部改正)

第二十二条 福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例(昭和四十六年福岡県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「」第二十三条の四」を「。以下「給与条例」という。
」第二十三条の四」に改める。

第二条第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項」に改め、同条第四項中「福岡県公立学校職員の給与に関

する条例」を「給与条例」に改める。

附則に次の二項を加える。

10 給与条例付則第三十五項の規定の適用を受ける職員であつて、附則第八項における級別等変更日の前日において当該職員以外の職員であつた者に対する同項の規定の適用については、同項中「前日におけるへき地手当」とあるのは、「前日において、当該職員が給与条例付則第三十五項の規定の適用を受ける職員であつたとみなして算定した給料の額及び同日に受けていた扶養手当の月の合計額に、級別等変更日の前日に受けていた支給割合を乗じて得た額」とする。

11 給与条例付則第三十五項の規定の適用を受ける職員であつて、附則第九項における廃止日の前日において当該職員以外の職員であつた者に対する同項の規定の適用については、同項中「前日に受けていたへき地手当の月額」とあるのは、「前日において、当該職員が給与条例付則第三十五項の規定の適用を受ける職員であつたとみなして算定した給料の額及び同日に受けていた扶養手当の月額の合計額に、廃止日の前日に受けていた支給割合を乗じて得た額」とする。

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

第二十三条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年福岡県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

第七条第二項中「場合は」を「場合には」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 給与条例付則第三十七項、第三十九項又は第四十項の規定による給料を支給される職員に対する第三条第一項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例付則第三十七項、第三十九項又は第四十項の規定による給料の額との合計額」とする。

(福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二十四条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年福岡県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

附則別表第四中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(福岡県警察職員の分限に関する条例の一部改正)

第二十五条 福岡県警察職員の分限に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「とする」を「並びに法第二十八条の二第一項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする」に改める。

第四条中「職員が」の下に「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、」を加え、「該当する場合において」を

「該当し」に、「ときは」を「場合は」に改め、同条各号を次のように改める。

一 職員の勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されなときであつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

三 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されなとき（前二号に掲げる場合を除く。）。

付則に次の二項を加える。

3 福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）付則第三十四項の規定の適用を受ける職員に対する第三条の規定の適用については、当分の間、第三条中「とする」とあるのは「並びに福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）付則第三十四項の規定による降給とする」とする。

4 第六条第四項の規定は、福岡県警察職員の給与に関する条例付則第三十四項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、人事委員会規

則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(福岡県警察職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第二十六条 福岡県警察職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和

二十九年福岡県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「給料」を「その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の五分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(福岡県警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第二十七条 福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項及び第四項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第六項中「の定める」を「で定める」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額 は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第三項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第七条の二を削る。

第十二条の四第一項第一号中「以下」の下に「この項から第三項までにおいて」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、同条第二項中「期間（以下）の下に「この項、次項及び第五項において」を加え、同項ただし書中「以下」を「次項において」に改め、同項第一号中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、同条第三項中「交通機関等（以下）を「交通機関等（次項において）」、「。以下」を「。以下この項及び次項において」に改め、「額（以下）の下に「この項において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第十四条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「この条」を「この項及び次項」に改め、「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第五項中「場合は」を「場合には」に改める。

第十七条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十条第二項中「第二十一条」を「第二十一条第二項各号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条第一項中「以下この条」を「以下この項から第三項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十三条の三の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第九条の三」を「第七条第一項から第八項まで、第九条の三」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則第三項の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同項中「取扱」を「取扱い」に改め、同項ただし書中「その者」を「当該未帰還職員」に改める。

付則第三十三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則に次の十項を加える。

34 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳（福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年福岡県条例第 号）第一条の規定による改正前の福岡県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年福岡県条例第一号）第三条第二号に掲げる職員に相当する職員にあつては、六十三歳）に達した日後における最初の四月一日（付則第三十六項及び第三十八項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第六条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第七条第一項、第三項及び第四項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

35 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任

用される職員及び非常勤職員

二 福岡県職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員

三 福岡県職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

36 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第四十項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第三十四項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び付則第三十八項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第三十四項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

37 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第六条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合におけ

る前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第六条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

38 警察法第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律第六条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第三十四項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

39 付則第三十七項の規定は、前項の規定の適用について準用する場合において、付則第三十七項中「前項」とあるのは「付則第三十八項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

40 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第三十四項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第三十六項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、付則第三十六項及び第三十七項の規定に準じて算出

した額を給料として支給する。

41 付則第三十六項、第三十八項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第三十四項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前五項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

42 付則第三十六項、第三十八項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第二十条第五項（第二十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十条第五項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第三十六項、第三十八項、第四十項又は第四十一項の規定による給料の額との合計額」とする。

43 付則第三十四項から前項までに定めるもののほか、付則第三十四項の規定による給料月額、付則第三十六項の規定による給料その他付則第三十四項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	241,000	252,700	256,800	288,100	304,600	342,300	377,400	409,000	

別表第二再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

年 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	214,700	254,700	274,100	289,200	314,600	356,300	389,400

別表第三再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		217,000	258,200	283,000	325,400	383,900

(福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部
改正)

第二十八条 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例(平成二十九年福岡県条例第十七号)の一部を次のように改正す
る。

附則別表第四中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員
」に改める。

(福岡県職員の再任用に関する条例の廃止)

第二十九条 福岡県職員の再任用に関する条例(平成十二年福岡県条例第七十三号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第六条中福岡県職員の退職手当に関する条例第二条第四項、第九条第三項及び第十項並びに附則第四十六項の改正規定並びに附則第九条、第二十二條及び第二十三條の規定は、公布の日から施行する。

(福岡県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第二条 任命権者は、施行日前に第一条の規定による改正前の福岡県職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)
第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)
が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)
について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第一条の規定による改正後の福岡県職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)
第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第二条に規定する

定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第三条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新定年条例第四条第一項若しくは第二項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第三条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新定年条例第四条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による勤務について準用する。

（福岡県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

- 第三条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下この条及び次条において「年齢六十五年到達年度の末日」という。）までの間にある者であつ

て、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 一 施行日前に旧定年条例第二条の規定により退職した者
- 二 旧定年条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は前条第一項の規定により勤務した後退職した者
- 三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者
- 四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。以下同じ。）をされたことがある者

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年

に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新定年条例第二条の規定により退職した者

二 施行日以後に新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新定年条例第十三条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前二項の規定により定められた任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第一項若しくは第二項又は次条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果その

他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第四条 任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、前条第一項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第十三條に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、前条第二項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職

でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第八条において同じ。

）に達している者（新定年条例第十三条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

（令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職及び年齢）

第五条 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第三条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職及び年齢

）

第六条 令和三年改正法附則第四条又は第六条の規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和三年改正法附則第四条又は第六条の規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。
(令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第七条 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第三条及び第四条の規定が適用される間における各年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- 一 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

（福岡県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第八条 任命権者は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第十三条に規定する年齢六十年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第十三条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第十三条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例

定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢）

第九条 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は年齢六十年とする。

（福岡県職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）

第十条 第三条の規定による改正後の福岡県職員の給与に関する条例（以下「新県職員給与条例」という。）付則第三十八項から第四十五項まで、第十九条の規定による改正後の福岡県公立学校職員の給与に関する条例（以下「新学校職員給与条例」という。）付則第三十五項から第四十二項まで及び第二十七条の規定による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例（以下「新警察職員給与条例」という。）付則第三十四項から第四十三項までの規定は、令和三年改正法附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

第十一条 附則第三条第一項又は第二項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用常時勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新県職員給与条例第六条第一項、新学校職員給与条例第六条第一項及び新警察職員給与条例第六条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新県職員給与条例第六条第三項、新学校職員給与条例第六条第三項及び新警察職員給与条例第六条第三項の規定により当

該暫定再任用常時勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。

第十二条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用常時勤務職員に対する前条の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「に、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第二項の規定により定められた当該暫定再任用常時勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第十三条 附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新県職員給与条例第六条第一項、新学校職員給与条例第六条第一項及び新警察職員給与条例第六条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新県職員給与条例第六条第三項、新学校職員給与条例第六条第三項及び新警察職員給与条例第六条第三項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第三項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第十四条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新県職員給与条例第十五条第三項及び第十八条、新学校職員給与条例第十五条第三項及び第十八条並びに新警察職員給与条例第十四条第三項及び第十七条の規定を適用する。

第十五条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなし

て、新県職員給与条例第二十一条第三項及び付則第三十七項、新学校職員給与条例第二十条第三項並びに新警察職員給与条例第二十条第三項及び付則第三十三項の規定を適用する。

第十六条 新県職員給与条例第二十二条第一項、新学校職員給与条例第二十一条第一項又は新警察職員給与条例第二十一条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の新県職員給与条例第二十二条第二項各号、新学校職員給与条例第二十一条第二項各号又は新警察職員給与条例第二十一条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係るこれらの規定の適用については、新県職員給与条例第二十二条第二項第一号、新学校職員給与条例第二十一条第二項第一号及び新警察職員給与条例第二十一条第二項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年条例第 号）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、新県職員給与条例第二十二条第二項第二号、新学校職員給与条例第二十一条第二項第二号及び新警察職員給与条例第二十一条第二項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

第十七条 新県職員給与条例第七条第一項から第九項まで、第十条の二、第十二条、第十三条、第十三条の二及び第十三条の三、新学校職員給与条例第八条第一項から第九項まで、第十二条、第十三条及び第十三条の三、福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例並びに新警察職員給与条例第七条第一項から第八項まで、第九条の三、第十一条、第十二条、第十二条の三、第二十三条の二及び

第二十三条の二の二の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 暫定再任用職員に対する第四条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例第三条の二第一項の規定の適用については、同項中「法第二十二条の四第一項」とあるのは、「法第二十二条の四第一項又は福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年条例第

号）附則第三条第一項若しくは第二項若しくは第四条第一項若しくは第二項」とする。

（福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 暫定再任用常時勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第五条の規定による改正後の福岡県職員の給料の調整額に関する条例（次項及び次条において「新調整額条例」という。

）第二条第三項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新調整額条例第二条第二項及び第三項の規定を適用する。

第二十条 附則第三条第二項に規定する期間においては、新調整額条例第二条第三項第二号中「別表第三」とあるのは、「別表第二」とする。

（福岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 暫定再任用職員は、第六条の規定による改正後の福岡県職員の退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）

第二条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、

新退職手当条例の規定を適用する。

第二十二条 新退職手当条例第二条第四項の規定は、この条例の公布の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

第二十三条 新退職手当条例第九条第三項の規定は、令和四年七月一日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の人事委員会規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 暫定再任用常時勤務職員に対する第十条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例第二条第二項の規定の適用については、同項第一号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年条例第 号）附則第三条第一項又は第二項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

（福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
第二十五条 暫定再任用短時間勤務職員は、第十一条の規定による改正後の福岡県職員の育児休業等に関する条例（以下この条において「新育児休業条例」という。）第二十二条第二号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新育児休業条例の規定を適用する。

(福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 暫定再任用短時間勤務職員は、第十二条の規定による改正後の福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この条において「新勤務時間条例」という。)第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

(公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 暫定再任用常時勤務職員に対する第十三条の規定による改正後の公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例第二条第二項の規定の適用については、同項第一号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員(福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年条例第 号)附則第三条第一項又は第二項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

(福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第十四条の規定による改正後の福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第三条の規定の適用については、同条中「法第二十二條の四第一項」とあるのは、「法第二十二條の四第一項又は福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年条例第 号)附則第四条第一項若しくは第二項」とする。

(福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する

る条例の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 暫定再任用職員には第十七条の規定による改正後の福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二条の給与のうち、初任給調整手当、扶養手当及び住居手当は支給しない。

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第二十三条の規定による改正後の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第二条第二項の規定の適用については、同項中「第二十条の四第一項」とあるのは、「第二十条の四第一項又は福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年条例第 号)附則第四条第一項若しくは第二項」とする。

(人事委員会規則への委任)

第三十一条 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。